

公立図書館における「有害図書類」の除籍・廃棄について

藪本知二（山口県立大学）・安光裕子（山口県立大学）

1 はじめに

昨年（2019年）、全国の公立図書館（都道府県立・市区立）において「有害図書類」はどのように取り扱われているかを明らかにする目的でアンケート調査を実施した。これまで、この調査の結果をもとに、青少年健全育成条例（以下「条例」という。）に基づく有害図書類規制制度が公立図書館の資料の収集および提供（閲覧・貸出）に及ぼしている影響について、本学会の2019年度秋季研究発表会において報告し、論文にまとめた。

同論文において、「有害図書類」の大人への提供（閲覧・貸出）禁止は、そもそも有害図書類規制制度の埒外であり、また、提供禁止とは異なり除籍・廃棄の事案ではあるが、結果的に提供しないという点では類似する、いわゆる船橋市西図書館蔵書廃棄事件での最高裁判例（最判平成17年7月14日民集59巻6号1569頁）からも検討すべきであると指摘した。

本稿では、上記指摘の延長線上にある「有害図書類」の除籍・廃棄に焦点を合わせて論じる。そもそも「有害図書類」の廃棄は有害図書類規制制度が要請しているわけではない。それにもかかわらず、自館が選書の上所蔵している図書類を、有害指定を理由に、将来にわたり誰に対しても提供する機会を閉ざす（場合によっては、一種の焚書とも評することができる）除籍・廃棄について論ずる。論ずるにあたっては、アンケート調査の結果を踏まえ、図書館法で規定されている図書館の機能・役割、公有財産の処分、いったん所蔵した図書類の廃棄の当否、特に船橋市西図書館蔵書廃棄事件の最高裁判例などの観点から検討を行う。

2 「有害図書類」の除籍・廃棄をめぐる調査結果

2.1 アンケート調査の概要

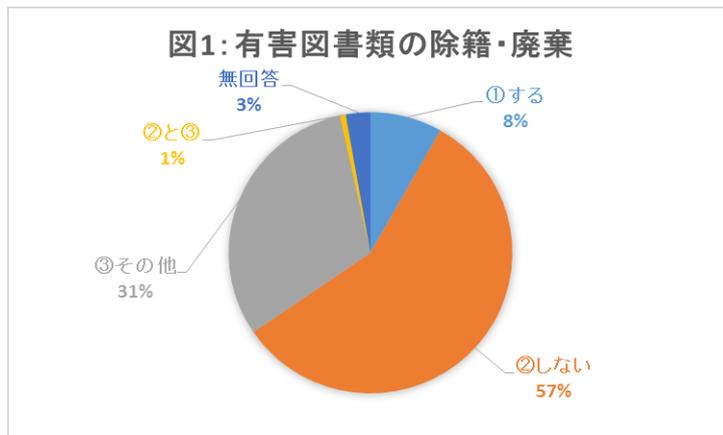
調査は、全国の公立図書館（都道府県立・市区立の中央館）852館を対象に実施した。調査は、自記式質問紙調査法を用い、調査紙を調査対象館の館長宛に郵送し、その回答を郵送にて回収した。回答数は464館で、回答率は54%であった。

2.2 所蔵図書類の有害指定後の取扱い（除籍・廃棄）

（1）取扱い

所蔵している図書類が有害指定された場合、その所蔵図書類の除籍・廃棄を、①する館は8%（38館）、②しない館は57%（265館）、③その他は31%（144館）である（図1）。

その他の取扱いは、自由記述による回答を分類すると、個別判断（53館）、選書会議（選書委員会）で判断（11館）、館内会議で判断（11館）、除籍基準に基づき判断（20館）、閉架書庫での保管（14館）、選書基準などに基づき判断（6館）、有害指定を受けるような図書類はそもそも



所蔵しないや未定など（21館）である。つまり、その他の館の大多数は、図書類の有害指定、即除籍・廃棄とはせず、あらためて自館の選書・廃棄等の基準や選書会議などの館内機関により、有害指定を受けた所蔵図書類の取扱いを個別に判断して決めるというものである。

（2）取扱いの理由

除籍・廃棄する理由（理由は複数回答可。以下同じ。）は、条例に基づいて指定された「有害図書類」であるためが抜きん出て多く、その理由の約8割（79%）を占めている。次いで、大人を通じて、青少年が「有害図書類」を閲覧するおそれがあるため（39%）、青少年を含むすべての者が閲覧すべきではないため（13%）となっている。

除籍・廃棄しない理由は、図書館法第2条で定められているように、図書館は資料を保存して、一般公衆の利用に供することを目的とする施設であるため最も多く、その理由の6割近く（57%）を占めている。次いで、「有害図書類」の除籍・廃棄は、「図書館の自由に関する宣言」（資料提供の自由）に反するおそれがあると思われるため（43%）、閲読して、自館の基準・方針に照らして判断したいため（39%）である。

その他の理由は、その他の内容にも明らかなように、閲読して、自館の基準・方針に照らして判断したいためが群を抜いて多く、その理由の6割（60%）を占めている。次いで、図書館法第2条で定められているように、図書館は資料を保存して、一般公衆の利用に供することを目的とする施設であるため（19%）である。

（3）取扱いおよびその理由に対する若干のコメント

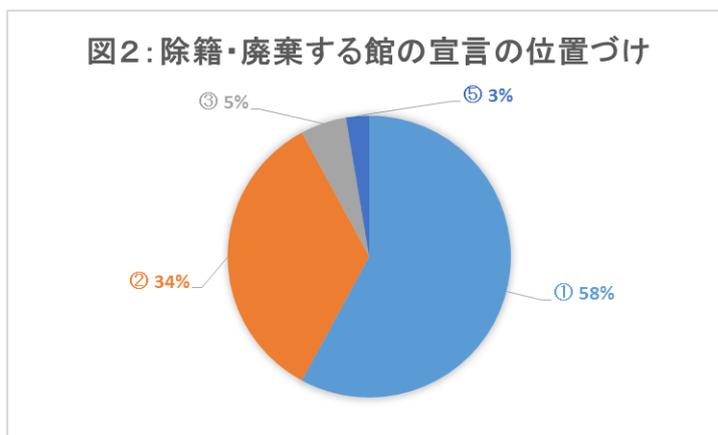
有害指定、即除籍・廃棄をする館が1割近く（8%）ある。既に別稿（拙稿「公立図書館における有害図書類の収集と提供—青少年健全育成条例は資料の収集および提供にどのような影響を及ぼしているか—」『図書館学』116号（2020年3月）など）で指摘しているように、各道府県の有害図書類規制制度の根拠法令である条例は、大人に「有害図書類」の販売・貸付け等を行うことを禁止していないし、大人が「有害図書類」を所持することを禁止しているわけでもない。このことを指摘する回答は、除籍・廃棄する以外の館にもみられた。また、除籍・廃棄する以外の回答には、除籍・廃棄にあたっては、有害指定を受けた所蔵図書類であるか否を考慮に入れることはないとする館もあった。有害図書類規制制度の趣旨・目的からすれば、きわめて当然の回答である。

ところで、いずれの取扱いにおいても、その理由に数の多少はあるにせよ、閲読して、自館の基準・方針に照らして判断したいという回答がある。通常、収集・提供（排架）に際して内容を確認することのない定期刊行物とは異なり、自館が選書の上、所蔵した図書類であるのに、有害指定を受けたなら、あらためて自館の基準・方針に照らしてその取扱いを判断することをどのように理解すればよいのであろうか。有害図書類規制制度において有害指定がテーマとなる性や暴力、犯罪などを扱う図書類の収集基準やその運用がより制限的になることにつながりかねない。これは資料収集の自由や資料提供の自由を含む「図書館の自由」に関わることがらである。

除籍・廃棄しない館でも、その理由に図書館の自由に関する宣言（以下「図書館の自由宣言」という。）を挙げているのは、4割程度に過ぎず半数にも達していない。では、公立図書館は、図書館の自由宣言をどのように位置づけているのだろうか。

2.3 図書館の自由に関する宣言の位置づけ

有害指定後所蔵図書類を除籍・廃棄する館では、次のような位置づけである（図2）。すなわち、①図書館奉仕における指導原理であるが58%、②どちらかと言えば、図書館奉仕における指導原理であるが34%、③どちらかと言えば、図書館奉仕における指導原理ではないが5%で、④図書館奉仕における指導原理ではないは0%である。



除籍・廃棄しない館も①58%、②27%、③0%、④1%であり、その他の館も①59%、②29%、③1%、④8%で、除籍・廃棄する館と同じ傾向を示している。

つまり、「有害図書類」の除籍・廃棄についての判断如何に関わらず、公立図書館における図書館の自由宣言の位置づけは、あまり変わらないのである。そうすると、「有害図書類」の除籍・廃棄に関する取扱いと図書館の自由宣言の位置づけとは、ほとんど関係がないのかもしれない。除籍・廃棄以外の「有害図書類」の取扱いについても、その回答別に図書館の自由宣言をどのように位置づけているかは、他日を期したい。

除籍・廃棄に関するどの回答においても6割近くが図書館の自由宣言を図書館奉仕における指導原理としている。にもかかわらず、除籍・廃棄するのは、図書館の自由宣言と完全に乖離した対応であるといえ、有害図書類規制制度の根拠法令である条例の不十分な内容理解によるものと思われる。除籍・廃棄しない館については43%が、その取扱いの理由として図書館の自由宣言を挙げている。また、その他の取扱いの館については15%しか、その取扱いの理由として図書館の自由宣言を挙げている。

以上から、図書館の自由宣言は、図書館奉仕における指導原理（どちらかと言えばも含めれば、約9割）としながらも、公立図書館の実務において十分には浸透しておらず、ま

た十分には血となり肉となりえていないのかもしれない。その結果、図書館の自由宣言は、その位置づけにもかかわらず、有害図書類の除籍・廃棄に関する取扱いについては、実務に影響を与えていない館があるのではなかろうか。

2.4 除籍・廃棄に関する取扱い以外の有害図書類の取扱い

有害図書類の除籍・廃棄に関する回答別に、除籍・廃棄以外の有害図書類の取扱い（有害図書類の収集、他県有害図書類の収集、大人の閲覧、大人への貸出、青少年の閲覧、青少年への貸出、他県有害図書類の青少年の閲覧、他県有害図書類の青少年への貸出など）状況についても集計しているが、紙幅の関係で割愛する。

3 有害図書類の除籍・破棄についての法的検討

公立図書館は、国内外からの多様な情報源からの情報の流通の場であり、国民にとっては、その場に流通する情報にアクセスし、利用するための重要な施設である（子どもの権利条約第17条）。したがって、図書類の偏頗な収集は許されない。

もっとも図書類の収集は、国立国会図書館のように網羅的収集ができないので、選書によって行わなければならない。通常、収集のための予算に限度があることなどから、選書は、図書館の裁量に委ねられている。特に公立図書館においては、その図書館に所蔵するのに相応しい図書類であるか否かの判断、換言すると、選書において図書類の内容に関する判断は不可避である。したがって、公立図書館においては一般的には、司書の専門性を信頼して、図書館の裁量に委ねられているのである。

これに対して、図書類の廃棄は、事情が異なる。図書館は、年々増加する図書類にスペースをとられ、資料の保存が図書館の任務の1つであるとしても、廃棄せざるを得ないのが実情である。とはいえ、公立図書館において、いったん所蔵した図書類は、公有財産となり、その廃棄は、明確な手続規則に従って行われなければならないであろう。

また、廃棄の手続規則は、公有財産の廃棄の観点からだけでなく、廃棄が場合によっては図書館利用者の所蔵図書類の自由な利用を妨げるという伝統的な表現の自由の侵害になるおそれがあるだけでなく、図書館利用者の知る権利の侵害にもなるおそれがあることに留意して厳格に定められなければならない。

そこで、所蔵図書類の利用制限の事例である東大和市立図書館閲覧禁止事件（判例集には掲載されていないが、第1審および第2審の判決は『現代の図書館』41巻2号（2003年）113-117頁に掲載されている。）および船橋市西図書館蔵書廃棄事件ならびに天皇コラージュ事件を援用しながら、有害図書類の除籍・廃棄について検討する。

収集した時には有害指定を受けていない図書類が後に有害指定を受けた場合、その所蔵図書類は、当該公立図書館の定めた選書過程を経て所蔵したものであるため、選書過程に瑕疵がない限り、有害指定を受けたことのみを理由に除籍・廃棄することは、大人の図書類利用の自由の妨害となり、また大人の知る権利を侵害することにもなり、許されないのではなかろうか。さらに、著作者の人格的利益を侵害することにもなりかねない場合があると考えられる。